

宗教哲学会規約

1983年5月1日制定・施行

2008年7月12日改正

2013年3月23日改正

2019年3月23日改正

2025年3月22日改正

第1条 本会は、1983年5月1日に設立された京都宗教哲学会を2008年7月12日に改め、宗教哲学会（Society for Philosophy of Religion in Japan）と称する。

第2条 本会は、宗教哲学およびそれに関連する研究の進展に努め、会員相互の研究上の連絡を図ることを目的とする。

第3条 本会はこの目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 総会・学術大会・研究会・講演会等の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) その他 必要な事業

第4条 本会は、宗教哲学およびそれに関連する研究に従事する者、もしくは関心を寄せる者で、本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。会員は以下の種類から成る。

- (1) 普通会员
- (2) 維持会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

第5条 本会の会員になろうとする個人または団体は、入会に際して理事会の承認を必要とする。普通会员および維持会員は総会における議決権および学会発表・機関誌への投稿の権利を有し、所定の会費を納めなければならない。賛助会員は機関誌の講読に伴う会費を納めるものとする。名誉会員は、理事会がこれを推薦する。

第6条 本会に以下の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 十数名（その内に編集担当、会計担当、運営担当をおく）
- (3) 監事 2名

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。理事は理事会を組織し、本会の事業の運営にあたる。監事は会計および会務執行の状況を監査する。

第8条 (1) 会長は理事の互選により、これを選出する。

(2) 理事は維持会員の中から、普通会员および維持会員の投票により選出する。また理事会は必要と認めるときに理事若干名を推薦により選出すること

ができる。

(3) (2) の詳細については別に内規を定める。

(4) 監事は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、会長は2期を限度とする。

第10条 学会の事務および会計担当のため、事務局をおく。事務局の場所を学会の所在地とする。

第11条 機関誌の発行のため、編集委員会をおく。

第12条 学会奨励賞の選考のため、選考委員会をおく。第

13条 本規約の実施のために、別に細則を定める。

第14条 本規約の改正は、理事会の議を経たのち、総会の決議を得なければならない。

細則

2008年7月12日制定・施行

2013年3月23日改正

第1条 本会は、京都宗教哲学会に納入された会費、寄付金、その他の収入を継承するとともに、京都宗教哲学会において刊行された機関誌の管理を継承する。

第2条 会費について

会員の年会費は以下の通りとする。

- (1) 普通会员 A 6,000 円
- (2) 普通会员 B 4,000 円（大学をはじめとする高等教育機関などの常勤職にない者が、普通会员 B になりうる。）
- (3) 維持会員 10,000 円
- (4) 賛助会員 機関誌代および送料
- (5) 名誉会員 納入免除

第3条 会費滞納について

会費滞納者は滞納した年度の会員の権利を行使することができない。3年以上の滞納者には機関誌の送付を停止する。5年以上の滞納者は、理事会の議を経て、退会扱いとする。

第4条 西谷基金について

学会奨励賞および特別事業等のために、西谷基金を設ける。西谷基金の運用は、理事会の議を経なければならない。

第5条 学会奨励賞について

宗教哲学の発展を図るために、宗教哲学の領域における若手研究者の優れた学術業績にたいして、学会奨励賞を授与する。選考等については別に内規を設ける。

第6条 改正について

本細則の改正は、理事会の議を経たのち、総会の決議を得なければならない。